2025 年 10 月吉日

貸金庫ご利用のお客様

貸金庫規定の改定について

平素より当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当庫は、他行において発生した貸金庫窃取事案ならびに金融庁による「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」改正等を受け、貸金庫業務のさらなる適正化を図るべく、下記のとおり貸金庫規定を改定いたします。

なお改定後の規定は、従前よりお取引いただいているお客様についても適用対象となります。当庫は、今後もお客様に安心して貸金庫をご利用いただけますよう、監理態勢強化やサービスの改善に引き続き努めてまいります。

記

1. 改定の対象となる規定

 貸金庫規定

2. 主な改定内容

 （1） 主な改定内容（規定改定の詳細は、別紙新旧対照表のとおり）

 ① 貸金庫に格納いただけないものに「現金」を追加

 ② 貸金庫の利用目的（適切にご利用いただいていること）を書面等で申告いただくこと 等

 (2) 格納いただけない現金について

 日本円（注）、外国通貨とも格納いただけません。

 （注）日本円のうち、以下の 2 点が格納いただけない現金となります

 ① 日本銀行ＨＰ「現在発行されている銀行券・貨幣」に掲載されている銀行券・貨幣

 ② 「①」と肖像が同一である銀行券（2007 年発行停止の 1 万円券（福沢諭吉）詳しくは日本銀行 HP をご確認ください。

3. 改定日

 ２０２６年１０月１日（木）

4. ご留意点

 (1) 現在、貸金庫内に現金を格納されているお客様のおかれましては、次回ご来店時等に、現金のお取り出しをいただきますよう、お願いいたします。

 (2) なお、2.（1）②に記載の書面につきましては、10 月より順次徴求させていただきます。ご来店いただけないお客様へは郵送させていただきますので、お手元に届き次第、ご申告願います。

以上

夢づくり、街づくり。

亀有信用金庫

（手動式用）

貸 金 庫 規 定

亀有信用金庫

第１条（格納品の範囲）

(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。但し、 総重量 10 ｷﾛｸﾞﾗﾑ以下とします。

① 公社債券、株券、その他の有価証券

② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類

③ 貴金属、宝石その他の貴重品

④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

(2) 当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由がある ときは格納をおことわりすることがあります。

(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。

① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの

② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの

第２条（利用目的の確認）

(1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第１条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。

(2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。

第３条（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する４月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から１年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第４条（使用料）

(1) 貸金庫の使用料は、別紙手数料一覧表記載の使用料により１年分を前払いするものとし、毎年４月の当金庫所定の日に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時

に契約日の属する月を１ヵ月としてその月から月割計算により支払ってください。

(2)使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

(3)契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。但し、１円未満の端数がある時は切り捨てとします。

第５条（鍵の保管）

貸金庫に付属する鍵正副２個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当金庫が保管します。

第６条（貸金庫の開閉等）

(1)貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。

(2)開庫にあたっては、当金庫所定の開函申込書に届出の印章による記名押印して提出してください。なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。

(3)格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。

第７条（届出事項の変更等）

(1)印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

正鍵を失ったときもしくは毀損したときも同様とします。

(2)届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第８条（印章、鍵の喪失時等の取扱い）

(1)印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(2)正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第９条（印鑑照合等）

開函申込書、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうえは、それ

らの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、使用される鍵について当金庫は確認する義務を負いません。

第 10 条（損害の負担等）

(1)災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

(2)前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。

(3)借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

第11条（反社会的勢力との取引拒絶）

この貸金庫は、第 12 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から F および第 3 号 A から E のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第 12 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から F または第 3 号 A から E の一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。

第 12 条（解約等）

(1)この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第 8 条に準じて取扱います。

(2)次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第２条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

① 借主が使用料を支払わないとき
② 借主について相続の開始があったとき
③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたは そのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
⑤ 借主または代理人がこの規程に違反したとき
⑥ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときま

たは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき

⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき

⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第２条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき

⑨ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断したとき

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第１項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明け渡してください。

① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 第15条に違反した場合

③ 法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあるとみとめられる場合

④ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

⑤ 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A.暴力団

B.暴力団員

C.暴力団準構成員

D.暴力団関係企業

E.総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F.その他前各号に準ずる者

⑥ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A.暴力的な要求行為

B.法的な責任を超えた不当な要求行為

C.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用い

る行為

D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E.その他前各号に準ずる行為

(4)前２項または前３項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日に属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。

この場合第４条第３項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日に第４条第１項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

(5)第１項、第２項または第３項の明渡しが３ヵ月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

(6)使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払わないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。

第 13 条（貸金庫の修繕、移転等）

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第 14 条（緊急措置）

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

第 15 条（譲渡、転貸等の禁止）

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

第 16 条（保証人）

保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続

された場合も同様とします。

第 17 条（成年後見人等の届出）

(1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。借主の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

(2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前２項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

(4)前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

(5)前 4 項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第 18 条（規定の改定）

この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化等相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫ウェブサイトへの掲示及びその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。

２０２６年１０月１現在

（自動式用）

自動貸金庫規定

亀有信用金庫

第１条（格納品の範囲）

(1)貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。但し、総重量 10ｷﾛｸﾞﾗﾑ以下とします。

① 公社債券、株券その他の有価証券

② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類

③ 貴金属、宝石その他の貴重品

④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

(2)当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。

(3)貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。

① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの

② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの

第２条（利用目的の確認）

(1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第１条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。

(2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます

第３条（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する４月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から１年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第４条（使用料）

(1)貸金庫の使用料は、別紙手数料一覧表記載の使用料により１年分を前払いするものとし、毎年４月の当金庫所定の日に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同

払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を１ヵ月としてその月から月割計算により支払ってください。

(2)使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

(3)契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。但し、１円未満の端数がある時は切り捨てとします。

第５条（鍵の保管）

貸金庫に付属する鍵正副２個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当金庫が保管します。

第６条（貸金庫の開閉等）

(1)借主または借主があらかじめ届出た代理人に「貸金庫カード」（以下「カード」という）を発行します。

(2)貸金庫をお開きになる場合は、借主またはその代理人が「カード」を操作機に挿入し、届出の暗証番号をボタンにより操作のうえ、正鍵を使用して行ってください。

(3)停電、故障等により「カード」による貸金庫開閉ができないときは、当金庫所定の「貸金庫開函申込書」にご氏名を記入のうえ「カード」とともに窓口へご提出してください。

(4)貸金庫格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。

(5)貸金庫の利用後は施錠を確認のうえ、返却のための操作を行ってください。なお、ご自分で返却できない場合は、すぐに係員にお申し出ください。このお申し出がないため、損害がありましても当金庫はその責任を負いません。

第７条（暗証の照合）

貸金庫の開庫に際し、操作機で使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して、開庫その他のお取扱いをしましたうえは、「カード」または暗証につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫はその責任を負いません。なお、窓口において「カード」を確認し、貸金庫開函申込書、諸届その他書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いました場合も同様とします。

第８条（届出事項の変更等）

(1)次の場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。

この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

① 「カード」または鍵の損傷、喪失、盗難の場合

② ご印章の変更、損傷、喪失、盗難の場合

③ ご住所またはご氏名の変更の場合

④ その他この取引に影響のあることが起こった場合

(2)届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第９条（「カード」鍵の喪失時等の取扱い）

(1)「カード」もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(2)「カード」または正鍵を喪失、盗難、毀損した場合は、「カード」の再発行、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第 10 条（印鑑照合等）

諸届、その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、使用される鍵について当金庫は確認する義務を負いません。

第 11 条（損害の負担等）

(1)災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

(2)前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。

(3)借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

第12条（反社会的勢力との取引拒絶）

この貸金庫は、第 13 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から F および第 3 号 A から E のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第 13 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から F または第 3 号 A

からＥの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。

第 13 条（解約等）

(1)この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、「カード」、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、「カード」、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第８条に準じて取扱います。

(2)次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第２条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

① 借主が使用料を支払わないとき
② 借主について相続の開始があったとき
③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたは そのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
⑤ 借主または代理人がこの規程に違反したとき
⑥ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき
⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第２条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき
⑨ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断したとき

（３）前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫か

ら解約の通知があったときは、直ちに第１項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明け渡してください。

①　借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②　第15条に違反した場合

③　法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあるとみとめられる場合

④　マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

⑤　借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A.暴力団

B.暴力団員

C.暴力団準構成員

D.暴力団関係企業

E.総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F.その他前各号に準ずる者

⑥　借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A.暴力的な要求行為

B.法的な責任を超えた不当な要求行為

C.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E.その他前各号に準ずる行為

(4)前２項または前３項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日に属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合第３条第３項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。

なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日に第４条第１項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

(5)第１項、第２項７または第３項の明渡しが３ヵ月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄す

ることができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

(6)使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払わないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。

第 14 条（貸金庫の修繕、移転等）

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第 15 条（緊急措置）

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

第 16 条（譲渡、転貸等の禁止）

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

第 17 条（保証人）

保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。

第 18 条（成年後見人等の届出）

(1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。借主の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

(2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

(3) すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前 2 項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

(4) 前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

(5) 前 4 項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責

任を負いません。

第19条（規定の改定）

この規定は、金融情勢その他諸般の状況の変化等相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫ウェブサイトへの掲示及びその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。

２０２６年１０月１日現在